

2024年4月1日

公的研究費取扱いに係る責任体系

公的研究費取扱規程第3条（責任者）で規定する責任体系は、下記の通りとする。

最高管理責任者	理事長
統括管理責任者	業務執行理事（支援担当）
コンプライアンス推進責任者	研究支援部長